

## 随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター  
2号汚泥焼却設備No. 2誘引ファン外補修工事

今池水みらいセンターの2号及び3号焼却炉設備工事は、株式会社クボタと中外炉工業株式会社の2社JVの施工で納入されています。

2社JVそれぞれの施工内訳は、株式会社クボタが2号焼却炉本体部分及び3号排ガス処理部分を施工し、中外炉工業株式会社が3号焼却炉本体部分及び2号排ガス処理部分を施工しています。

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている2号焼却炉排ガス設備が経年劣化により不具合が発生している為、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものです。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作・据付されたものです。従って、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該機器の設計・製作を実施した中外炉工業株式会社から保守・点検業務を事業譲渡されたメタウォーターサービス株式会社事業推進本部西日本営業部以外になく、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約をするものです。

また、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。